

医療情報取得加算(旧:医療情報・システム基盤整備体制充実加算)

当院は患者さんに関わる情報を十分に活用し、最善の診療を実施する体制を整えています。そのため、厚生労働省大臣の定める施設基準に適合しており「医療情報取得加算」を令和6年6月1日より算定。「医療情報取得加算」とは、オンライン資格確認等システムを導入していることを前提に、薬剤情報や特定検診情報、その他必要な情報の取得・活用にかかる評価を目的に算定されるものです。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用に御協力をお願い致します。

窓口負担は以下の通りとなります。

初診時

マイナ保険証利用なし 3点

マイナ保険証利用あり 診療情報取得に同意するときは1点、同意しないときは3点

再診時 3か月に1回

マイナ保険証利用なし 3点

マイナ保険証利用あり 診療情報取得に同意するときは1点、同意しないときは3点

再診時 3か月に1回

マイナ保険証利用なし 2点

情報通信機器を用いた診療

情報通信機器を用いた診療の初診の場合には向精神薬を処方いたしません。

医療DX推進体制整備加算(新設)

当院は、医療DX推進体制整備について以下のとおり、対応を行っております。

- ◇ オンライン請求を行っております。
- ◇ オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ◇ オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報などを、診察室で閲覧又は活用して診療をできる体制を実施しております。
- ◇ マイナ保険証利用を促進するなど、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ◇ 電子処方箋の発行や電子カルテ共有サービスなどの取組を実施してまいります。(※今後導入予定です)

当院では医療DXの推進に伴い2024年6月1日より下記の加算を算定しております。

<初診の方>

・「医療DX推進体制整備加算(8点)」の加算

・「医療情報取得加算」

保険証での受診では「3点」の加算、

マイナ「カード」での受診(薬剤情報・健診結果の取得に同意をした場合)では「1点」の加算となります。

<再診の方>

・「医療情報取得加算」

保険証での受診では「2点」の加算、

マイナカードでの受診(薬剤情報・健診結果の取得に同意をした場合)は「1点」の加算となります。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証をご持参いただき、オンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

在宅医療 DX 情報活用加算(新設)

オンライン資格確認を行う体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行っております。

訪問看護医療 DX 情報活用加算(新設)

医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行っております。

在宅医療情報連携加算(在医総管・施設総管・在宅がん医療総合診療料)(新設)

当院で行っている訪問診療では患者さんの同意の上、ICT ツールを用い、多職種の事業所と連携をすることで、よりスムーズに情報共有を行っております。多職種連携の強化につながり、患者さんにとってもより安心してご自宅での療養を送っていただけたと考えております。

【情報共有に使用するサービスの名称】

・にしたま ICT 医療ネットワーク

・メディカルケアステーション

【主な連携機関】

< 医療機関 >

・市立青梅総合医療センター

< 施設 >

・社会福祉法人 仁育会 青梅療育院

< 居宅介護支援事業所 >

・不老の郷

・フラワープラム

・七福神

・高齢者在宅サービスセンターみずほ

<保険薬局>

・さつき薬局

・アイセイ薬局

在宅患者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料

医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、原則としてホームページに掲載していること。具体的には、次に掲げる事項を掲載していること。

- 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施している保険医療機関であること
- マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取組を実施している保険医療機関であること。

協力対象施設入所者入院加算（新設）

介護保険施設等において療養を行っている患者の病状の急変等に対応すること及び協力医療機関として定められている介護保険施設等の

名称は下記の通りです。（2024 年 8 月 1 日現在）

社会福祉法人 仁育会 特別養護老人ホーム青梅療育院

社会福祉法人 徳心会 特別養護老人ホームあゆみえん

介護保険施設等連携往診加算（新設）

介護保険施設等に協力医療機関として定められており、介護保険施設等において療養を行っている患者の病状の急変等に対応すること及び協力医療機関として定められている介護保険施設等の名称は下記の通りです。（2024 年 8 月 1 日現在）。

社会福祉法人 仁育会 特別養護老人ホーム青梅療育院

情報通信機器を用いた診療

オンライン診療のご案内と注意事項

オンライン診療をご希望の方は、下記の注意事項をご確認・ご了承の上、お申し込みいただきますようお願い申し上げます。

1. オンライン診療の実施にかかる基本的な考え方

- 原則、初診は直接の対面による診療を行います。
- オンライン診療は、触診等を行うことができない等の理由により、得られる情報が限られます。そのため、初診以後も医師による対面診療を適切に組み合わせて行うことが求められます。
- オンライン診療を実施する都度、医師がその実施の可否を慎重に判断し、オンライン診療による診療が適切でない場合には、速やかにオンライン診療を中断し、対面による診療に切り替えることが求められる。
- オンライン診療は、患者がその利点および生ずるおそれのある不利益等について理解した上で、患者がその実施を求める場合に実施されるべきものであり、研究を主目的としたり医師側の都合のみで行うことはできません
- 当院では情報通信機器を用いた診療(オンラインでの診療)の初診患者さん(初めての診察や長らく間隔が空いた方)に対して向精神薬の処方はいたしません。2.オンライン診療に伴うセキュリティおよびプライバシーのリスクについて
- 患者は医師側の了解なくビデオ通話を録音、録画、撮影してはならない。
- 患者は医師との通信中は、医師との同意がない限り第三者を参加させない。
- 対面診療の例外として初診でオンライン診療を用いる場合、患者は顔写真付きの身分証明書で本人証明を行う。顔写真付きの身分証明書を有さない場合は、二種類以上の身分証明書を用いて本人証明を行う。

● 電話・オンライン診療の手順

1. 診療内容の確認

- かかりつけ患者様を対象に情報通信機器を用いた診療を行っております。
- *医師の判断によっては、すぐに医療機関を受診する必要があるため、できるだけお住いの近くの医療機関を紹介もしくは来院しての受審を案内することもあります。

2. 事前の予約

(電話の場合)

- 電話の場合は、医療機関に電話し、保険証などの情報を医療機関に伝えたくて予約します。

3. 診療

(診療開始)

- 予約時間に医療機関側から着信がありますので、必ず電話に出れる状態にしてください。

(本人確認後、症状説明)

- まずは、受診を希望されているご本人であることを確認するために、求められた個人情報を伝えた後に、症状等をご説明してください。
- 電話やオンラインによる診療では診断や処方が困難な場合があることにはご注意ください。

4. 診療後

(薬の処方を受けた場合)

- 薬が処方され、指定の薬局へ FAX いたします。
- ご自身にてお薬の受け取りをお願いします。

機能強化加算

当院では「かかりつけ医」機能を有する診療所として機能強化加算を算定し、必要に応じて次のような取り組みを行っています。

- 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
- 介護・福祉サービスの利用等に関する相談に応じます。
- 訪問診療を行っている患者様に対し、夜間・休日の問い合わせへの対応を行います。
- 必要に応じて、専門医・専門医療機関を紹介します。